

浄化槽の法定検査が変わります！

浄化槽法第11条に基づく定期検査を平成30年4月から一新します。

変更点

- ・新たに生物化学的酸素要求量（BOD）検査を導入し、検査時間を短縮します。※1
- ・検査結果を手書きからタブレット入力に変更し、検査時間を短縮します。

検査の効率化が図られ、**全ての浄化槽で年1回の検査を実施します。**※2

効果

- ・皆様のお宅での検査時間が短くなります。
- ・BOD検査により皆様が排出する生活排水の汚れが数値として分かるようになります。
- ・検査結果が電子データとなることで、経年変化が容易に確認できるようになります。

お使いの浄化槽に異常があった場合、早急な対応が可能になります。

(※1) BODは水の汚れの指標で、きれいな水ほど低い数値になります。一般的な合併処理浄化槽では、20mg/L以下で排水するように定められています。

BOD検査により、設備の稼働状況等の検査項目の一部を省略することができます。

21人槽以上の浄化槽では、従来どおり検査項目の省略は行いません。

(※2) 検査に何う日のおよそ2週間前に通知します。

検査手数料

浄化槽の規模	定期検査
20人槽以下	5,000円
21～100人槽	10,000円
101～300人槽	13,000円

301人槽以上は、お問い合わせください。

●この手数料は長野県の承認を受けて定められたもので、**手数料は変わりません。**

手数料の詳細については、

(公社)長野県浄化槽協会 TEL 026-234-7637

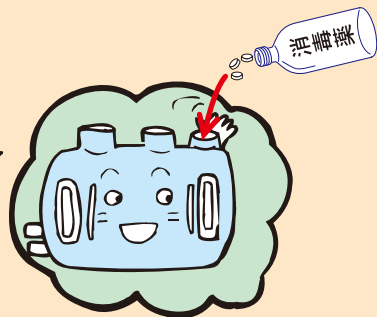
へお問い合わせください。

(廃止届を提出されている方に通知が届いた場合は、ご容赦ください。)

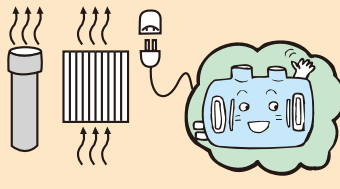
4 台所からの野菜くずや天ぷら油などは、できるだけ流さないようにしましょう。



5 消毒剤は切らさず、常に消毒されているようにしましょう。



6 浄化槽の電源は切らないでください。通気口や送風機の空気取入口はふさがないように注意しましょう。

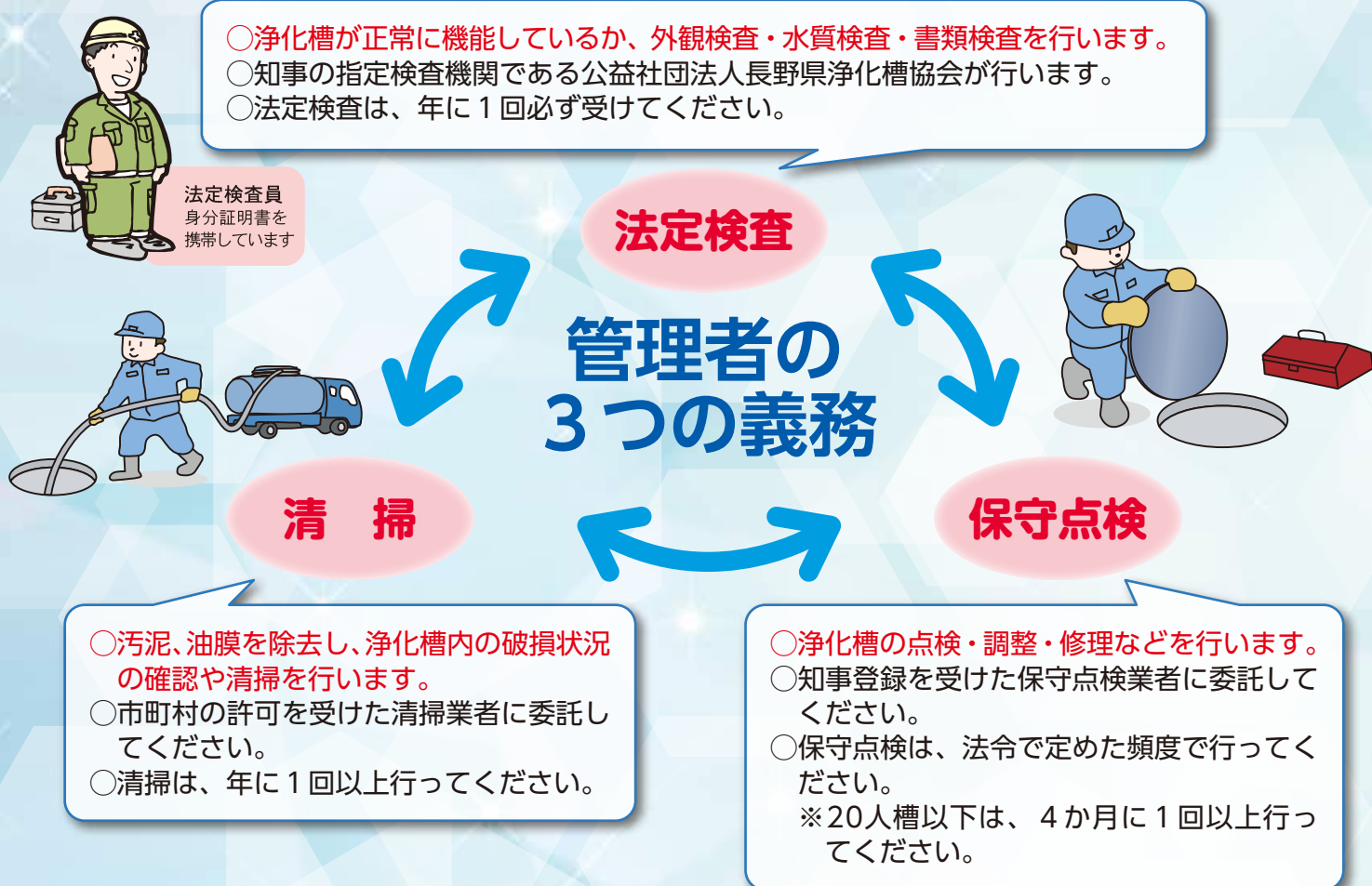


7 マンホールの上に物を置かないでください。蓋はいつも閉めておきましょう。



保守点検・清掃を行い 必ず年1回法定検査を受検してください!

生活排水をきれいな水にして河川等に流すため、浄化槽をお使いの皆様には、浄化槽法で3つの義務が定められています。

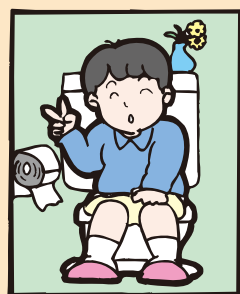


法定検査は、浄化槽の状態を総合的に判定するものです。
維持管理が不適正な浄化槽には、県地域振興局及び市町村から改善指導が行われる場合があります。
検査を受けない浄化槽管理者には、浄化槽法により罰則が適用される場合があります。

【長野県】 お問い合わせ先は、別紙をご覧ください。

使用にあたっての注意事項

浄化槽の中は、微生物が住んでいて、排水中の有機物を分解しています。
微生物に悪影響を与えないよう気を付けましょう。



1

トイレを使ったら、必ず適正量の水で流しましょう。



2

便器の清掃には、浄化槽の中で働く微生物に影響するような薬剤を使用しないようにしましょう。



3

トイレではトイレットペーパーを使用し、たばこの吸い殻や紙おむつなどの異物は絶対に流さないようにしましょう。